

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 5 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{政 令 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ（インフルエンザ H 1 N 1）の症例定義について

平成 2 1 年 4 月 2 9 日、健感発第 0429001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H 1 N 1）に係る症例定義及び届出様式について」において症例定義を定め、5 月 1 日事務連絡において、症例定義にある「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について、メキシコ、アメリカ、カナダと定めたところです。

このうちアメリカについては、アメリカ（本土）を指すことを念のため申し添えます。

「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について

(5月5日12時：最終更新)

- ・国立感染症研究所の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定めます。

(新型インフルエンザが蔓延している国又は地域)

メキシコ

アメリカ（本土）

カナダ

※ 今後は、状況に応じて、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) にて、周知していきますので、ご確認ください。